「飯山市 ふるさと納税返礼品／宿泊券」について

令和４年４月26日
（令和７年６月３日 追記）

一般社団法人 信州いいやま観光局
担当 営業企画課 関 眞田 奥泉

飯山市の「ふるさと納税返礼品／宿泊券」に参画する宿を募ります。

■事業の概要

【お客様】 飯山市にふるさと納税してくれた方（返礼割合：10,000円納税→3,000円宿泊券）

【宿泊施設】 斑尾高原観光協会、戸狩観光協会、信濃平民宿組合、北竜湖観光協会、飯山旅館組合および信州いいやま観光局施設・会員・賛助会員で、制度に申し込んだ宿泊施設

【内容】

納税者が宿泊する際に使用できる「3,000 円」の宿泊券

※ 使用できる券面枚数および使用できる一回の泊数、時期に上限・制限はありません
※ 各種割引等との併用も可能です（他制度側で併用を禁止している場合は併用不可）
※ 宿泊券を現金化することはできません（事前支払いへの返金の禁止）
※ 宿泊券額面に利用額が満たない場合、釣銭は出ません。（お釣りはかえさない）
※ 利用期限を過ぎた宿泊券は無効となります
※ 宿泊券は、宿泊代金の精算時にまとめて支払う場合には飲食代やお土産その他の料金についても利用可能とします

【券面使用可能期間】

納税受付日～翌年同月末日まで 1年間（券面に使用期限が記載されます）

※宿泊特典を利用した宿泊の予約は事前にお取りいただいてもかまいませんが、券の使用には実券が必要です。券面は 納税後、納税者の登録住所へ郵送となります。ご質問がありましたら、お客様へは余裕をもったお手続きをおすすめください

■ 宿泊施設申請方法及び受付期間

特設申込フォームへ必要事項を記入し、お申し込みください。（随時受付）

└申請後、観光局の特設 HP に反映されるまでは
宿泊券をご利用いただけません。
お急ぎの場合にはお電話などでお知らせください。

※登録フォームのリンクは観光局 HP の【お知らせ】内の
事業者向けのお知らせからもご確認いただけます。

※休業・長期休館などになる場合はかならずご連絡ください。

※申込フォームが開けない場合は、電話などでも受け付けます。
（信州いいやま観光局／平日 8:30～17:15 0269-62-3133）

登録フォーム

■ 精算方法等

【ふるさと納税特典宿泊券 券面】

＜表面＞

＜裏面＞

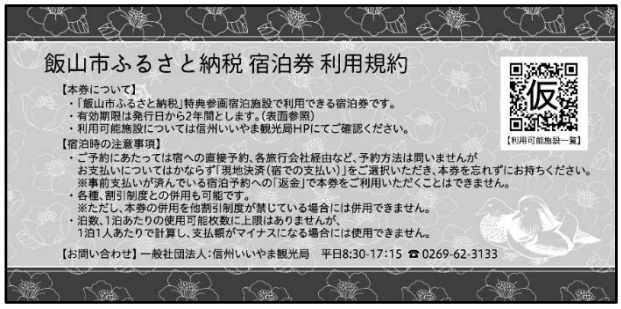

左上に No／下部に有効期限の日付が押印されます

① お客様ご宿泊時、「ふるさと納税特典 宿泊券」を宿泊割引券として使用し精算。
　└予約はお客様がお宿へ直接行います／OTA 経由でふるさと納税特典券を使用したい場合には支払いを現地支払いにする必要があります（先払いした場合の払い戻しには対応できません）
② 「宿泊券」の実券を添え、観光局へ「3,000 円×枚数」にてご請求ください。

【請求書について】

・締め日について

各月末〆 →翌 5 日までに局へ請求書と実券を一緒に提出 →翌月末支払い
→翌 6 日以降の提出 →翌々月末支払い
※お振込みをお急ぎの場合にはご相談ください。可能な限りご対応いたします。

・請求期限について

使用期限内のご請求であればいつ使っていただいた宿泊券でも請求書を受け付けます。ただし、使用期限最終月での使用の場合には、必ず翌月にご請求願います。（使用期限後の宿泊券を使用されないようにするため）

・請求書の形式や表記について

請求書の形式は問いませんが、かならず振込先の口座情報を忘れずに記載してください。
表記は「3000 円券×〇〇枚」の表記で OK です。（券番号やお客様情報の記載は不要です）
消費税区分は「10%」にて記載ください。

・注意事項

かならず実券を添えて観光局（飯山駅観光案内所）へご提出ください。実券がない場合にはお支払いができません。

その他、使用・精算に際しての不明点やご相談は信州いいやま観光局へお問い合わせください。

■請求書等提出先は「飯山駅観光案内所」の住所です

一般社団法人 信州いいやま観光局 営業企画課 担当：関・眞田・奥泉
〒389-2253 長野県飯山市大字飯山 772-6（飯山駅観光交流センター内）
電話：0269-62-3133／FAX：0269-62-7003
Email： info@iiyama-ouendan.net
局 HP https://www.iiyama-ouendan.net/